

横浜市福祉のまちづくり条例の改正の検討状況について

～横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例との一本化～

1 趣旨

横浜市では、本市の自主条例である「横浜市福祉のまちづくり条例^{※1}」とバリアフリー法の委任条例である「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（建築物バリアフリー条例）^{※2}」によって、バリアフリーのまちづくりを進めています。

少子高齢化など大きく変化している社会環境へ対応し、市民や事業者等にとってわかりやすい条例とするため、建築物バリアフリー条例との一本化を含めた福祉のまちづくり条例の改正を予定しています。

このたび、条例改正（素案）を取りまとめましたので、ご報告いたします。

2 条例改正（素案）の内容（改正の背景等詳細は裏面を参照）

- (1) 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化し、建築物バリアフリー条例を廃止します。
- (2) 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化します。
- (3) 共同住宅について、現在の 1,000 m²以上の努力規定（遵守）に加え、新たに 2,000 m²以上を義務規定の対象とし、整備基準への適合を求めます。（建築確認の対象となります。）

3 これまでの検討状況

条例改正（素案）は、市民や学識経験者等で構成される「横浜市福祉のまちづくり推進会議」において約 1 年をかけて検討してきました。

4 パブリックコメントの実施

条例改正（素案）について、パブリックコメントを実施し、市民、事業者等の意見を条例改正案に反映します。

5 スケジュール（予定）

H24 年	6 月	市会常任委員会	条例改正(素案)及びパブリックコメント実施について報告
	7 月	条例改正(素案)のパブリックコメントの実施	期間：7月9日～8月10日
	9 月	第 32 回横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催	議題「パブリックコメントの報告等について」
		市会常任委員会	パブリックコメントの結果報告
	12 月	市会第 4 回定例会	条例改正案を上程
条例公布			
H25 年	6 月	条例施行規則公布	
H26 年	1 月	条例・施行規則施行	

※1 横浜市福祉のまちづくり条例（福祉のまちづくり条例）

平成 9 年制定の自主条例。心のやさしさや思いやりの啓発（教育）する取組（＝ソフト）や、だれもが安全に安心して利用できる施設の整備を進める（＝ハード）など、ソフトとハードが一体となって福祉のまちづくりを推進しています。横浜市福祉のまちづくり条例施行規則では、施設整備基準を定めています。

※2 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（建築物バリアフリー条例）

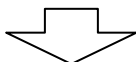
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、平成 16 年に制定した法委任条例。バリアフリー法施行令で定められた基準に、①対象建築物の追加、②対象規模の引下げ、③整備基準の追加 をしており、建築基準法の関係規定であるため、建築確認、完了検査等の対象となります。

<条例改正（素案）>

1 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化し、建築物バリアフリー条例を廃止します。

（改正の背景）

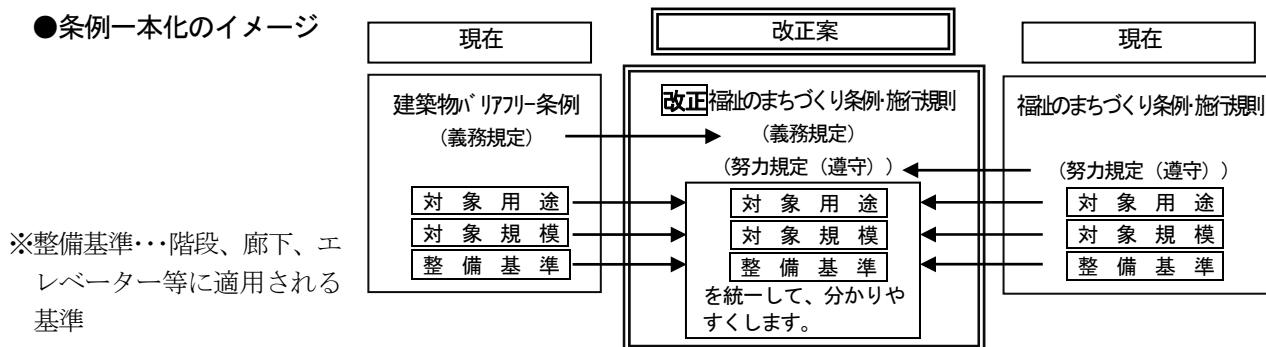
建築物のバリアフリーに関する条例として、本市の自主条例である福祉のまちづくり条例（努力規定（遵守））と、バリアフリー法の委任条例である建築物バリアフリー条例（義務規定）があります。しかし、それぞれの条例で対象用途、対象規模及び整備基準を規定しているため、市民、事業者等にとって分かりにくいものとなっています。



福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化し、建築物に関するバリアフリーの規定全体をわかりやすくします。なお、一本化に伴い、建築物バリアフリー条例は廃止します。

また、具体的な整備基準※は条例施行規則に規定し、社会環境の変化や技術の進展等に迅速に対応できるようにします。なお、整備基準の内容については、条例改正後に市民意見募集を行います。

●条例一本化のイメージ



2 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化します。

（改正の背景）

- ① 福祉のまちづくり条例は、これまでも基本理念に「基本的人権の保障とノーマライゼーション」「生活者主体の視点」「市民・事業者・行政による協働」を掲げて、福祉のまちづくりを進めてきました。しかし、これらの基本理念は、条例の解説の中で書かれており、条例本文には明確にされていません。
- ② 福祉のまちづくり条例に基づき、これまでもソフト面の取組を行ってきましたが、建築物バリアフリー条例との一本化でハード面の要素が強まることに伴い、ソフト面の取組もこれまで以上に、進めていく必要があります。

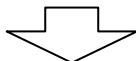


条例本文に、これまでの理念を踏襲しつつ、時代のニーズにも対応し、横浜に関わるすべての人（暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含む）がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり（ユニバーサルデザイン）をソフト・ハードの両輪で進めていくことを明記し、横浜市としての取り組むべき姿勢を明確化します。

3 共同住宅について、現在の1,000㎡以上の努力規定(遵守)に加え、新たに2,000㎡以上を義務規定の対象とし、整備基準への適合を求めます。(建築確認の対象となります。)

（改正の背景）

生活様式の多様化や少子高齢化など、社会環境が大きく変化するなかで、バリアフリー化の図られた住宅が求められています。



2,000㎡以上の共同住宅を義務規定の対象として追加することにより、建築する際、バリアフリーに関する整備基準が、建築確認や完了検査でチェックされ、適合していないと建築することができなくなります。なお、1,000㎡以上の共同住宅については、引き続き努力規定（遵守）を適用します。

案

横浜の福祉のまちづくりを 一緒に考えてみませんか？

～横浜市福祉のまちづくり条例改正(素案)に関する
パブリックコメント(意見募集)～

意見募集期間 平成24年7月9日(月)～8月10日(金)

横浜市では、本市の自主条例である「横浜市福祉のまちづくり条例※1」とバリアフリー法※2の委任条例である「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例(建築物バリアフリー条例)※3」によって、バリアフリーのまちづくりを進めています。

少子高齢化など大きく変化している社会環境へ対応し、市民や事業者等にとってわかりやすい条例とするため、建築物バリアフリー条例との一本化を含めた福祉のまちづくり条例の改正を予定しています。

この度、条例改正(素案)を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

改正のポイント(詳細は裏面をご参照下さい)

- 1 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化します。
- 2 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化します。
- 3 共同住宅について、現在の1,000㎡以上の努力規定(遵守)に加え、新たに2,000㎡以上を義務規定の対象とし、整備基準への適合を求めます。(建築確認の対象となります。)

※1 横浜市福祉のまちづくり条例(福祉のまちづくり条例)とは…

平成9年制定。心のやさしさや思いやりを啓発(教育)する取組(=ソフト)や、だれもが安全に安心して利用できる施設の整備を進める(=ハード)など、ソフトとハードが一体となって福祉のまちづくりを推進しています。横浜市福祉のまちづくり条例施行規則では、施設整備基準を定めています。

※2 バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)

※3 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例(建築物バリアフリー条例)とは…

バリアフリー法第14条第3項の規定に基づく条例で、バリアフリー法の基準に、①対象建築物の追加、②対象規模の引下げ、③整備基準の追加 をしています。建築確認、完了検査等の対象となります。

改正のポイント

1 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化します。

課題

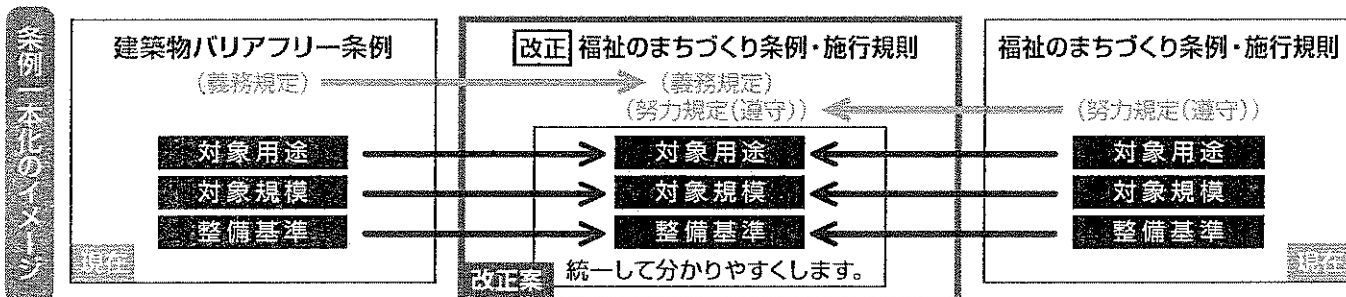
建築物のバリアフリーに関する条例として、本市の自主条例である福祉のまちづくり条例(努力規定(遵守))と、バリアフリー法の委任条例である建築物バリアフリー条例(義務規定)があり、それぞれの条例で対象用途、対象規模及び整備基準を規定しているため、市民、事業者等にとって分かりにくいものとなっています。

改正の内容

福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化し、建築物に関するバリアフリーの規定を分かりやすくします。なお、建築物バリアフリー条例は廃止します。

具体的な整備基準(※)は条例施行規則に規定し、社会環境の変化や技術の進展等に迅速に対応できるようにします。なお、整備基準の内容については、条例改正後に市民意見募集を行います。

※整備基準…階段、廊下、エレベーター等に適用される基準



2 福祉のまちづくり条例の理念を条例に明文化します。

課題 1

福祉のまちづくり条例は、これまでも基本理念に「基本的人権の保障とノーマライゼーション」「生活者主体の視点」「市民・事業者・行政による協働」を掲げて福祉のまちづくりを進めてきました。これらの基本理念は、条例の解説の中で書かれており、条例本文には明確にされていません。

福祉のまちづくり条例に基づき、これまでもソフト面の取組を行ってきましたが、建築物バリアフリー条例との一本化でハード面の要素が強まることに伴い、ソフト面の取組もこれまで以上に進めていく必要があります。

改正の内容

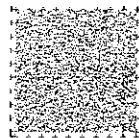
条例本文に、これまでの理念を踏襲しつつ、時代のニーズにも対応し、横浜に関わるすべての人(暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含む)がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり(ユニバーサルデザイン)をソフト・ハードの両輪で進めていくことを明記し、横浜市としての取り組むべき姿勢を明確化します。

課題 2

これまでも基本的施策を進める際には、市民意見募集や、障害者団体とヒアリングを行うなど、広く意見を求め施策に反映してきましたが、条例に規定はありません。

改正の内容

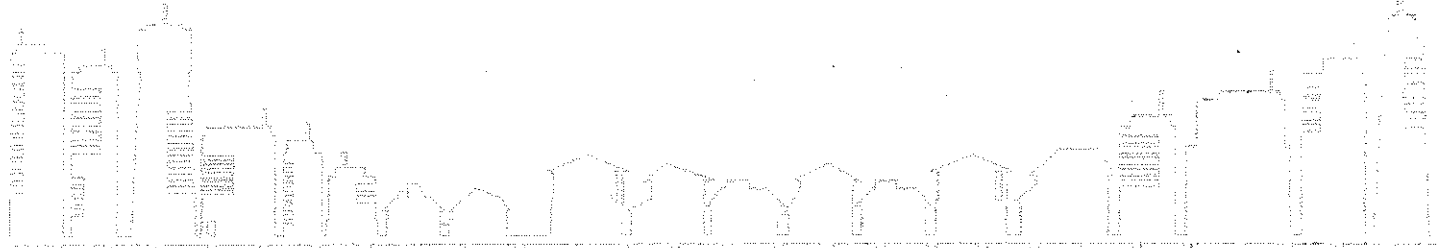
福祉のまちづくりに関する施策を進める際には、広く市民・事業者等から意見を集めることを条文に明記します。



③ 共同住宅について、現在の1,000㎡以上の努力規定(遵守)に加え、新たに2,000㎡以上を義務規定の対象とし、整備基準への適合を求めます。(建築確認の対象となります。)

課題
生活様式の多様化や少子高齢化など、社会環境が大きく変化するなかで、バリアフリー化の図られた住宅が求められています。

改正の内容
2,000㎡以上の共同住宅を義務規定の対象として追加することにより、建築する際、バリアフリーに関する整備基準が、建築確認や完了検査でチェックされ、適合していないと建築することができなくなります。
なお、1,000㎡以上の共同住宅については、引き続き努力規定(遵守)を適用します。



今後のスケジュール(予定)

このパブリックコメント手続きでいただいたご意見を考慮して条例改正案を確定し、改正手続きを行います。

平成24年7月9日~8月10日

パブリックコメント募集

平成24年12月

条例 公布

平成25年6月

条例施行規則 公布

平成26年1月

条例・条例施行規則 施行

料金受取人払郵便



差出有効期間
平成24年 月 日まで

(郵便切手
不 要)

横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局
福祉保健課
福祉のまちづくり担当 行



氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

年齢 ~20代 30~40代 50~60代 70~80代 80代以上

意見募集期間

平成24年7月9日(月)～8月10日(金)

意見提出方法

右記のいずれかの方法により、健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当まで、ご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。



電子メールの場合

電子メールアドレス

kf-fukumachi@city.yokohama.jp

※メールの件名は、「パブリックコメント」と表記してください。



郵送の場合

(下記の手紙をご利用ください。)

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地



FAXの場合

FAX番号 045-664-3622

きりとり

横浜市福祉のまちづくり条例改正(素案)に関する

以下の項目について、ご意見をお書きください。

1. 福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化することについて
2. 福祉のまちづくり条例の理念を明文化することについて
3. 新たに2,000㎡以上を義務規定の対象とし、整備基準の適合を求めることについて
4. その他

ご協力ありがとうございました。

ご不明な点についてのお問い合わせ

横浜市 健康福祉局 福祉保健課

☎ 045-671-2387・4049

横浜市 建築局 建築企画課

☎ 045-671-2933

注意事項

- ① いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ③ ご意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対するパブリックコメントに関する業務にのみ利用させていただきます。
- ④ その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年横浜市条例第6号)」に従って適切に取り扱います。